



浄水水質検査結果書

No. 20-WA-8593

令和 2 年 11 月 18 日

神流町長 田村 利男 様

令和 2 年 11 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

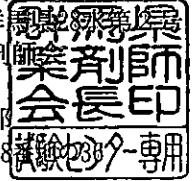


Table with inspection details: 水道名称 (麻生浄水場), 水源名称, 採水場所 (大寄公園), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和2年11月12日 10時00分), 原水・浄水 (浄水), 採水者名 (産業建設課 水科 龍次), 天候 (前日晴 当日晴), 気温 (8.0°C), 水温 (7.0°C), 遊離残留塩素 (0.1 mg/L), 検査方法 (厚生労働省告示第261号)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Rows include: 一般細菌 (0 CFU/mL), 大腸菌 (陰性), 塩化物イオン (2.2 mg/L), 有機物 (0.4 mg/L), pH値 (7.9), 味 (異常ではない), 臭気 (異常ではない), 色度 (0.5未満), 濁度 (0.1未満).

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary table with fields: 検査期間 (令和2年11月12日 ~ 令和2年11月17日), 検査責任者 (水質検査部門管理者 小板橋利恵子)

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。











浄水水質検査結果書

No. 20-WA-8598

令和 2 年 11 月 18 日

神流町長 田村 利男 様
令和 2 年 11 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

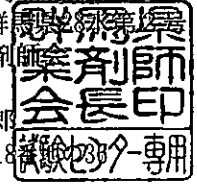


Table with 6 columns: 水道名称, 水源名称, 採水場所, 水道種別, 採水日時, 原水・浄水, 天候, 採水者名, 気温, 水温, 遊離残留塩素, 検査方法

Main inspection results table with 6 columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary table with 4 columns: 検査期間, 検査責任者, 水質検査部門管理者, 検査結果

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。











浄水水質検査結果書

No. 20-WA-8602

令和 2 年 11 月 18 日

神流町長 田村 利男 様
令和 2 年 11 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1 号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 28 第 1 号
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

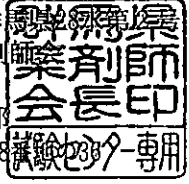


Table with inspection details: 水道名称 (平原浄水場), 水源名称, 採水場所 (恐竜センター), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和 2 年 11 月 12 日 9 時 00 分), 原水・浄水 (浄水), 採水者名 (産業建設課 新井 陽介), 天候 (前日) 晴 (当日) 晴, 気温 (°C) 8.0, 水温 (°C) 14.0, 遊離残留塩素 (mg/L) 0.1, 検査方法 (厚生労働省告示第261号)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Rows include: 一般細菌 (0 CFU/mL), 大腸菌 (陰性), 塩化物イオン (1.2 mg/L), 有機物 (0.4 mg/L), pH値 (7.7), 味 (異常ではない), 臭気 (異常ではない), 色度 (0.5未満 度), 濁度 (0.1未満 度), and a note '以下余白'.

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間 令和2年11月12日 ~ 令和2年11月17日 検査責任者 水質検査部門管理者 小板橋利恵子

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。







浄水水質検査結果書

No. 20-WA-8605

令和 2 年 11 月 18 日

神流町長 田村 利男 様
令和 2 年 11 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

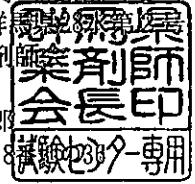


Table with 2 columns: Item (水道名称, 水源名称, etc.) and Value (八倉浄水場, 民家, etc.)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary table with 4 columns: 検査期間, 検査責任者, 水質検査部門管理者, etc.

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

# 水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)  
 検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正:令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1日施行)  
 最終改正:令和2年3月25日厚生労働省告示第95号(令和2年4月1日施行)

水質基準項目		水質基準値	検査方法	報告下限値	
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	別表第1	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	別表第2	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.0003 mg/L
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	別表第7	0.00005 mg/L
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.001 mg/L
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.001 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.001 mg/L
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.002 mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.004 mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	IC-PC法	別表第12	0.001 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.1 mg/L
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.05 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.1 mg/L
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.0002 mg/L
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.005 mg/L
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.002 mg/L
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第16の2	0.06 mg/L
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第17	0.002 mg/L
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第17	0.002 mg/L
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法	別表第18	0.001 mg/L
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法		0.001 mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第17	0.002 mg/L
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	HS-GC-MS法	別表第15	0.001 mg/L
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第19	0.008 mg/L
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.01 mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.02 mg/L
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.03 mg/L
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.01 mg/L
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.1 mg/L
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	0.005 mg/L
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	別表第13	0.2 mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法	別表第6	1 mg/L
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法	別表第23	1 mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法	別表第24	0.02 mg/L
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	別表第25	0.000001 mg/L
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]-ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	別表第25	0.000001 mg/L
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	別表第28	0.005 mg/L
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	別表第29	0.0005 mg/L
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法	別表第30	0.2 mg/L
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	別表第31	—
48	味	異常でないこと	官能法	別表第33	—
49	臭気	異常でないこと	官能法	別表第34	—
50	色度	5度以下	透過光測定法	別表第36	0.5 度
51	濁度	2度以下	積分球式光電光度法	別表第41	0.1 度